

令和9・10年度 板橋区立小中学校給食物資共同購入業者の登録申請要領

1 申請受付期間

令和8年9月14日(月)から10月22日(木)まで(土日及び祝日を除く)

2 提出先

〒173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1

板橋区教育委員会事務局学務課学校給食係

担当 来住(らいじゅう)(板橋区役所北館6階 14窓口)

※窓口提出の場合、午前9時から午後5時まで

3 提出書類

(1) 令和9・10年度板橋区立小中学校給食物資共同購入資格審査登録申請書
(様式第1号)

(2) 営業概要総括表(別紙)

(3) 営業許可書(写)及び食品衛生法の要届出業種は届出の事実がわかる書類
※要届出業種は届出書(写)または当該所管保健所が発行する証明書類
をもって可とする。

※届出が不要な業種は、食品衛生監視票(写)をもって可とする。

(4) 食品衛生監視票(写)

※1年以内に発行されたもの

※食品衛生監視票は、会社所在地の自治体の保健所に依頼し、衛生監視
を受けることで発行される。

(5) 取扱品目一覧

4 登録対象

令和9年度1学期分から令和10年度3学期分までの給食物資

(令和9年度1学期分見積り依頼は令和8年12月中旬頃送付の見込み)

5 登録資格

学校給食で使用する食品(乾物、缶詰、調味料類等)を取り扱う業者であって、
次の各号の全てに該当していることを要する。

(1) 基本的事項

学校給食法及び関係法規等の趣旨をよく理解し、誠実に履行がなされること。

(2) 供給について

① 指定する日時、場所に納入できること。

② 量、品質ともに安定供給ができること。

③ 食材料に過不足及び破損等が発生した場合に、緊急に対応できる設備
及び能力を有すること。

- ④ 必要に応じ、製造元や材料の配合表(原料、調味料、添加物、栄養価、アレルギー物質、産地等)の提出を求めた場合、これに応じることができること。

(3) 衛生管理について

- ① 事業所の衛生管理に努め、年1回以上保健所の食品衛生監視又は立ち入り検査を受けていること。
- ② 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- ③ 物資の配送には万全を期し、温度管理、鮮度等に留意すること。
- ④ 納品時には、清潔な服装を着用すること。
- ⑤ 従業員は毎月検便を行い、学務課が結果の提出について求めた場合、これに応じること。

(4) 信用状況について

- ① 営業経歴が正しく、経営状態が良好であること。
- ② 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
- ③ 納税義務が履行されていること。
- ④ 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱に基づき特約条項を締結すること。

(5) その他

区が事業所の視察を申し入れた場合には、これに応じること。

6 登録

審査により、令和9・10年度 板橋区立小中学校給食物資共同購入業者として登録する。ただし、学校給食の運営に支障をきたしたときは、登録を抹消することができるものとする。

7 参考

令和8年度（令和6年度末最終更新）に使用した約定書を別紙として参考に添付する。